

育児促進 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間
2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

- 平成 27 年 6 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 27 年 6 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標 2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

＜対策＞

- 平成 27 年 7 月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 平成 27 年 6 月～ 研修内容の検討
- 平成 27 年度 10 月～ 研修の実施

出産後の復帰 行動計画

社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 4月 1日～平成30年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

＜対策＞

- 平成27年 4月～ 社員の具体的なニーズ調査、母性健康管理についての情報収集
- 平成27年 4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

＜対策＞

- 平成27年 4月～ 相談窓口の設置について検討
- 平成27年 6月～ 相談員の研修
- 平成27年 4月～ 相談窓口の設置について社員への周知